

国有林材の安定供給システム販売申請説明書

国有林材の安定供給システム販売に係る申請にあたっては、下記事項を確認のうえ申請を行ってください。

1 申請の基本的事項

(1) 販売対象樹材種及び数量

申請は、「令和8年度国有林材の安定供給システム販売（立木販売（販売箇所に係る主伐後の造林の実施を協定に含むもの）」の募集公告に明示されている物件番号ごとに申請してください。複数の物件を希望する場合は、物件毎に申請書を提出して頂きます。

(2) 買受希望購入価格

買受希望購入価格は消費税を除いた金額とします。

(3) 販売予定量

収穫調査未実施箇所に係る販売予定量については、森林調査簿を元にした参考数量です。収穫調査済み箇所に係る販売予定数量は、標準地等の調査数量を算出した数量となります。

(4) 買受希望価格の明細に売買契約等にあたっての条件が付された物件は、当該条件を遵守することを踏まえ申請してください。なお、売買契約等にあたっての条件は国有林材の安定供給システム協定書第13条等に追加することもあります。

2 企画提案の内容等

(1) 企画提案の具体的な取り組みは、システム販売の目的を踏まえ、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載して下さい。取組内容を数量的指数で表すことができる場合は数値を含め記載して下さい。なお、記載内容について電話などにより問い合わせを行うことがあります。

(2) 共同または販売協定を結んで申請する場合の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が企画提案をとりまとめるうえ作成して下さい（申請者ごとの企画提案書の作成は不要）。

(3) 協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、提出された企画提案書の内容を踏まえたものとなるように努めて下さい。

(4) 協定期間終了後に提出する「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」は、企画提案の取組内容に対しての実施状況を具体的に、数量的指数で表すことができる場合は数値を含め記載して下さい。

(5) 関東森林管理局販売推進委員会において、前項(4)の「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」等から企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断された場合は、次回のシステム販売の企画提案書で加算点からの減点が行われます。

3 事業計画の承認に当たっての条件及び留意事項

(1) 1号物件

ア 333 は林小班の立木販売は、分収造林契約の都合により令和9年度を原則とします。

イ 収穫調査済み箇所の立木販売は、令和8年度を基本とし令和10年度までに終わることを原則とします。

ウ 319 わ林小班については、伐採木の一部（スギのみ）にシカ除けのリンロンテープを設置しています。処理を行わずに引渡しとなりますのでご注意ください。

エ 319 わ林小班内に貸付地（水路敷）がありますので、確実な保全に努めていただくこととなります。

オ 分収造林箇所については、立木販売契約後に民収分について指定口座に振り込みを行っていただきます。振込額に応じた振込手数料が必要となります。

カ 伐採種が間伐の箇所については、立木販売契約後に標準地内の調査を参考として林分全体の間伐木の選木及び標示をしていただき、署の確認を受けることとなります。また、作業道敷のうち間伐木に該当しない立木については、作業道支障木として別途購入いただくこととなります。

(2) 2号物件

ア 156 ち林小班の立木販売は、令和8年度を基本とし令和10年度までに終わることを原則とします。

イ 65 に・65 ほ1・65 ほ2 林小班の立木販売は、分収造林契約の都合により令和9年度を原則とします。また、253 い林小班の立木販売は令和11年度を原則とします。

ウ 141 ほ1 林小班については、伐採木にシカ除けのリンロンテープを設置しています。処理を行わずに引渡しとなりますのでご注意ください。

エ 141 ほ1・156 ち林小班に隣接して貸付区域があるため、貸付杭の保存に努めてください。

オ 分収造林箇所については、立木販売契約後に民収分について指定口座に振り込みを行っていただきます。金額に応じた振込手数料が必要となりますのでご注意ください。

4 販売価格の決定方法等

契約時の販売価格は、協定締結時又は価格協議により決定した買受希望単価以上かつ、森林管理署等で算出した予定価格以上の販売価格とします。

また、次年度以降の買受希望単価は、森林管理署長が収穫調査の結果を示した上で、協定の相手方から買受希望単価表を徴し、価格を協議して決定するものとします。

5 契約の成立及び締結期限

(1) 契約は協定締結後、物件を所在する森林管理署等と売買契約を締結します。

(2) 代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 代金の延納

① 法令の定めるところにより認めます。

毎年度の年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

② 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

③ 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

(4) 物件の引渡

①物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

②物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします

ただし、この場合代金の納入日または担保提供日が確認できる金融機関の発行する領収書等を事前に販売予定物件を管轄する森林管理署等へ必ず提示してから搬出してください。

③引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、販売予定物件を管轄する森林管理署等へ引渡領収書を提出して下さい。

(5) 契約締結後すみやかに別添「立木販売個所の作業計画書」を提出してください。

(6) その他、不明な点は販売予定物件を管轄する森林管理署等へお問合せください。

6 伐倒、搬出、森林作業道作設について

次のリンクをご参照してください。

[主伐時における伐採・搬出指針](#)

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/attach/pdf/202212_r

intihozen-11.pdf)

森林作業道作設指針

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/attach/pdf/202212_rintihozen-12.pdf)

特約事項（立木販売）

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_rintihozen.html)

7 造林事業請負契約における標準的な作業条件等について

次のリンクをご参照してください。

国有林野事業造林事業請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>)

造林事業請負標準仕様書

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>)

別添2「造林事業請負契約における標準的な作業条件」